

**基本施策 I 生産から消費に至る食の安全安心の確保**

**I-② 製造・加工・販売ステージ**

**施策の方向4 食中毒対策の推進**

**具体的な取組み**

(17) 食品衛生監視機動班等による監視指導計画を毎年度策定し、食品衛生監視機動班等による食品関係施設への監視指導を計画的に実施します。また、必要に応じ、食事、関係部局との大規模調理施設等に対しても、「大量調理施設衛生管理マニュアル」や「学校給食衛生管理制度基準」等に基づき、衛生管理の徹底を図るよう指導に努めます。

**①概要**

保健所において、愛媛県食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生監視員が県内の食品関連施設へ定期的に立ち入り、監視指導を実施する。また、他法令にも関わる案件については、当該部局と合同で施設へ立ち入り、指導を行う。

**②推進指標**

【愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率】(松山市保健所分を除く。)

監視率の維持により監視活動状況の指標となる(計画で年間監視予定施設数を設定しておらず、これが超えることが目標となる年間監視予定施設数は、県内施設数に応じ毎年変化するため、記載としてはペーセントでの記載としている。)

**実績**

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目標	—	100%	—	—	—	100%	—	—	100%
実績	125.6%	126.0%	130.8%	111.5%	117.7%	142.7%	139.5%	123.2%	13.715件 (監視件数)

**③用語解説**

『食品衛生法』 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする法律(昭和22年制定)。一般的に言う飲食物のほか、飲食物等に直接接する器具、容器包装やおもちゃ、洗浄剤等も対象とし、食品等の規格基準、検査制度、営業許可等についても規定している。

『食品衛生監視機動班』 食品衛生法に基づく食品等の取扱い、検査並びに食品関係施設の監視、指導等を行い、もつて食品衛生上の危害の発生を防止し、収容、検査並びに食品衛生の向上を図ることを目指して、昭和51年に設置。西条、今治、中予、八幡浜、宇和島の各保健所に機動班を設置している。

『愛媛県食品衛生監視指導計画』 県では、食品衛生法第24条に基づき、国の食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針を基に、本県の実情に即応した愛媛県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し実施している(策定にあたっては、パブリック・コメントを実施)。主な内容は、①重点的に監視指導を実施すべき項目、②食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導、③隣接する都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項など。

『食品衛生監視員』 食品衛生法に基づき、国や自治体職員のうち一定の資格を有する者が任命される。飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するために食品衛生の監視指導等を行つ。

『大量調理施設衛生管理マニュアル』 厚生労働省において平成9年に作成された、いわゆる大量調理施設(1回300食以上又は1日750食以上提供する調理施設)における重要管理事項(十分な加熱、二次汚染防止等)やこれらの点検・記録について示したもの。

**《学校給食衛生管理制度基準》学校給食法の規定に基づき、学校給食施設における衛生管理制度を図るもので、平成21年4月1日から施行された。**

**【令和2年度事業実施状況】**

● 食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)  
・県内6保健所において地域全体の食品衛生水準の向上を目的とした一般監視を中心として広域的かつ専門的な重点監視を実施した。違反等を確認した際は、指導や始末書の徵収等の処分を行った。  
・令和2年度監視件数(松山市保健所分を除く。): 13,715件(監視達成率123.2%)、  
表示検査件数: 10,016件、収去検査件数: 1,312件、官能検査件数: 6,235件。

監視の結果、規格基準違反等により処分(始末書を含む。)した件数: 324件  
・食中毒事件や苦情(食品等の原因調査を行つとともに、再発の防止を図つた。また、集団食中毒防 止月間、ふく中毒防止月間等に集中的に食中毒防止の啓蒙活動を実施した。  
・学校給食、病院、事業所食堂等、大量調理施設へ食品衛生監視実施班による重点的な監視指導を実施した。  
・令和2年度集団給食施設監視件数(松山市保健所分を除く。): 271件

● 普原性大腸菌検査件数(健康増進課)  
・学校給食施設監視件数(松山市保健所分を除く。): 3,461件

● 一般防護対策検査件数(松山市保健所分を除く。): 371件

● 学校給食施設監査実施件数(松山市保健所分を除く。): 3,571件

● 赤痢菌検査実施件数(松山市保健所分を除く。): 3,571件

● 学校給食施設4か所へ衛生管理に賛同する指導者を派遣し、状況調査を行つとともに改善指導を行つた。

**【令和2年度取組みの評価】**

(業務衛生課)

・県内における、食品等の生産、製造、加工、輸入、流通、販売等の実態、食中毒等の発生状況、施設の食品衛生管理の状況等を踏まえて策定した令和2年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画的に監視指導を実施した。その結果、令和2年度も監視施設数は目標総数を上回ることができた。

・大量調理施設については、事故が発生した場合、大規模食中毒につながるおそれがあることから、計画に基づき重点的に監視指導を実施し、食の安全安心の確保に努めた。

(健康増進課)

・学校給食施設従事者及び食品関係従事者に對し、検便検査を実施することにより、腸管出血性大腸菌感染症や細菌性赤痢等の患者、感染者の集団発生防止を図つた。

(保健体育課)

・学校給食施設に対し、「学校給食衛生管理制度基準」等の趣旨の徹底を図るとともに、衛生状態の改善を行つことができた。

基本施策Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保	
① 製造・加工・販売ステージ	② 食中毒防止対策の推進
施策の方向4 具体的な取組み	具体的な取組み
(18) 食肉等取扱施設、ど畜場等に対する監視指導	(18) 食肉等取扱施設、ど畜場等に対する監視指導
(食肉等取扱施設、ど畜場等に対する監視指導)	(食肉等取扱施設、ど畜場等に対する監視指導)
①概要	①概要
保健所において、愛媛県食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生監視員が県内の生食用食肉取扱施設に立ち入りし、監視指導を実施する。	生食用食肉(牛肉)生食用として販売される牛の食肉(内臓を除く)のこととを言う。平成23年に発生した豚肉チエーン店での腸管出血性大腸菌による食中毒事件を受けた食品衛生法が改正され、肉表面に感染された細菌が義務付けられる等、新たに生食用食肉(牛肉)の取扱いに関する加工・調理基準等が定められた。(なお、県では、要領により生食用食肉の取扱施設の事前届出制度を導入している。)
②推進指標	②推進指標
③用語解説	③用語解説
《生食用食肉(牛肉)》生食用として販売される牛の食肉(内臓を除く)のこととを言う。平成23年に発生した豚肉チエーン店での腸管出血性大腸菌による食中毒事件を受けた食品衛生法が改正され、肉表面に感染された細菌が義務付けられる等、新たに生食用食肉(牛肉)の取扱いに関する加工・調理基準等が定められた。(なお、県では、要領により生食用食肉の取扱施設の事前届出制度を導入している。)	《特定部位》牛の「扁桃及び背根神経節を含むせき住」のことを言い、食肉処理時における除去・焼却が法令上義務化されている。(BSE対策開始後10年を経て、最新の科学的見解に基づいた対策の見直しが行われ、取扱いが変更された。平成25年4月1日適用、平成27年3月27日新たに頭部の皮を特定部位から除外。)
④事業実施状況	
(食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課))	
・食中毒等による食中毒対策として、食肉類を取り扱う飲食店等での食肉類の適切な加熱と衛生的な取扱状況を監視した。	・牛の肝臓については平成24年7月1日から、豚の食肉については平成27年6月12日から、生食用としての提供・販売が禁止されていることから、遵守状況を監視するとともに、県民への周知に努めた。
・生食用食肉(牛肉)を取り扱う施設に対する取扱要領に基づく適切な届出と、規格基準に基づく適切な加工・調理や、表示基準に基づく監視を行った。	・生食用食肉(牛肉)を取り扱う施設に対する取扱要領に基づいて周知に努めた。
・野生鳥獣肉に対する監視を行った。	・野生鳥獣肉に対する監視を行った。
⑤効果	⑤効果
・生食用食肉(牛肉)の取扱いによる食中毒の発生が減少した。	・生食用食肉(牛肉)の取扱いによる食中毒の発生が減少した。

●ど畜場費(業務衛生課)	●ど畜場費(業務衛生課)
・あると畜場(1施設)に搬入される飼育(牛、馬、豚、山羊及び山羊)の全頭について、獣医師の指導及び微生物モニタリング検査を行うために、と畜場の安全管理者に努めた。	・牛海綿状脳症又は全身症状を呈する牛についてBSEスクリーニング検査を実施するとともに、特定部位の処理に関する監視指導等を行い、確実に除去・廃棄を行つた。
〔令和2年度と畜場検査実施状況〕	〔令和2年度と畜場検査実施状況〕
牛に牛、乳用牛(牛含む)2,922頭、豚179,104頭、計182,026頭 処分率79.0% 全部廃棄1,198頭、一部廃棄142,534頭	牛に牛、乳用牛(牛含む)2,922頭、豚179,104頭、計182,026頭 処分率79.0% 全部廃棄1,198頭、一部廃棄142,534頭
〔令和2年度微生物モニタリング検査実施状況〕	〔令和2年度微生物モニタリング検査実施状況〕
牛(豚肉、肝臓):延べ70検体 食鳥検査費(業務衛生課)	牛(豚肉、肝臓):延べ63検体、豚(枝肉):延べ70検体 食鳥検査費(業務衛生課)
●大規模食鳥処理施設(年間処理羽数30万羽以下の大規模食鳥処理施設)	●大規模食鳥処理施設(年間処理羽数30万羽以下の大規模食鳥処理施設)
・認定小規模食鳥処理施設(年間処理羽数30万羽以下の大規模食鳥処理施設)	・認定小規模食鳥処理施設(年間処理羽数30万羽以下の大規模食鳥処理施設)
〔令和2年度微生物モニタリング検査実施状況〕	〔令和2年度微生物モニタリング検査実施状況〕
検査頭数23頭(検査の対象となつた牛の割合は0.8%、陽性件数0件)	検査頭数23頭(検査の対象となつた牛の割合は0.8%、陽性件数0件)
〔令和2年度微生物モニタリング検査実施状況〕	〔令和2年度微生物モニタリング検査実施状況〕
牛(枝肉、肝臓):延べ70検体 食鳥検査費(業務衛生課)	牛(枝肉、肝臓):延べ63検体、豚(枝肉):延べ70検体 食鳥検査費(業務衛生課)
●認定小規模食鳥処理施設(年間処理羽数30万羽以下の大規模食鳥処理施設)	●認定小規模食鳥処理施設(年間処理羽数30万羽以下の大規模食鳥処理施設)
〔令和2年度微生物モニタリング検査実施状況〕	〔令和2年度微生物モニタリング検査実施状況〕
検査羽数526,264羽 全部廃棄3,439羽 〔令和2年度微生物モニタリング検査実施状況〕	検査羽数526,264羽 全部廃棄12,283羽 〔令和2年度微生物モニタリング検査実施状況〕
・認定小規模食鳥処理施設(年間処理羽数30万羽以下の大規模食鳥処理施設)	・認定小規模食鳥処理施設(年間処理羽数30万羽以下の大規模食鳥処理施設)
〔令和2年度微生物モニタリング検査実施状況〕	〔令和2年度微生物モニタリング検査実施状況〕
検査頭数23頭(検査の対象となつた牛の割合は0.8%、陽性件数0件)	検査頭数23頭(検査の対象となつた牛の割合は0.8%、陽性件数0件)
〔令和2年度微生物モニタリング検査実施状況〕	〔令和2年度微生物モニタリング検査実施状況〕
牛(枝肉、肝臓):延べ70検体 食鳥検査費(業務衛生課)	牛(枝肉、肝臓):延べ63検体、豚(枝肉):延べ70検体 食鳥検査費(業務衛生課)

基本施策 I		生産から消費に至る食の安全安心の確保	
I - ②	製造・加工・販売ステージ	I - ②	製造・加工・販売ステージ
施策の方向4	食中毒防止対策の推進	施策の方向4	食中毒防止対策の推進
具体的な取組み			具体的な取組み
(19) 収去検査の計画的な実施等			(20) 流通食品の放射性物質検査等の実施
食品、食用添加物、農産物の残留農薬、遺伝子組換え食品等の収去検査を円滑に実施するため、検査機器の充実強化に努めます。			流通食品を対象とした計画的な「収去検査」や食品関連事業者等から「委託検査」のほか、消費者からの「相談検査」を実施することにより、食品安全法に基づく放射性物質の基準値を超した食品の流通防止に努めます。
①概要			西条・宇和島の2保健所及び衛生環境対策研究室にγ線簡易測定器を、「衛生環境研究所に精密分析用グルマニウム半導体検出器を配備し、「収去検査」、「委託検査」、「相談検査」を実施する。
②推進指標			【流通食品の放射性物質収去検査件数】(松山市保健所分を除く。)
【検査件数維持により監視活動効果の指標となる。】			年度 (H25) (H26) (H27) (H28) (H29) (H29) (H30) (R元) R2 R3 目標 — 500 件 — — — — 500 件 — 50 件以上 実績 502 件 500 件 515 件 366 件 201 件 100 件 100 件 50 件
③用語解説			③用語解説 『放射性物質』 放射線を出す能力をもつた物質をいう。 『放射性物質』 食品中に含まれる放射性セシウム(放射性物質の一種)の基準値。福島第一原子力発電所事故に伴い、食品の安全安心を確保するため、新たに基準値として食品衛生法で定められた。基準値は、4つの食品区分ごとに設定されており、一般食品100ベクレル/kg、乳児用食品50ベクレル/kg、牛乳50ベクレル/kg、飲料水10ベクレル/kg。
【令和2年度事業実施状況】			● 食品等検査費 薬務衛生課 ● 食品試験検査事業費 (業務衛生課) ・食品衛生法に基づき、県内流通食品をスーパー等から収去し、γ線簡易測定器及び精密分析用グルマニウム半導体検出器を活用した「収去検査」を実施した。 ・衛生環境研究所において、食品関連事業者から分析依頼のあった食品について、精密分析用グルマニウム半導体検出器を活用した「委託検査」を実施した。 ・各保健所において、「食の安全・安心総合相談窓口」において、消費者から相談があつた食品について、γ線簡易測定器を活用した「相談検査」を無料で実施する体制を整えている。 【令和2年度放射性物質検査実績】 ○ 収去検査 検査件数:50件(結果は、すべて検出限界未満) ○ 検査内訳:飲料水10件、牛乳10件、乳児用食品10件、一般食品20件 ○ 委託検査 検査件数:124件(結果は、すべて検出限界未満) ○ 検査内訳:飲料水9件、牛乳3件、一般食品112件 ○ 相談検査 検査件数:0件
【令和2年度取組みの評価】			【令和2年度事業実施状況】 (業務衛生課) 平成23年3月の福島第一原子力発電所事故の発生を受け、放射性物質検査機器を活用し、県民からの相談対応や出荷制限食品等の流通監視に努めた。令和2年度も計画的に50件の収去検査を実施したが、すべて検出限界未満であります。 引き続き計画的に実施し、不良、違反食品等の市場流通の未然防止及び排除に努める。
【令和2年度取組みの評価】			【令和2年度取組みの評価】 (業務衛生課) 食品の季節的な需給動向等を勘案した年間計画により製造所や販売店から重複して検査した結果、令和2年度の収去検査による基準違反率は、前年度より0.25ポイント高い0.46%であった。引き続き計画的に実施し、不良、違反食品等の市場流通の未然防止及び排除に努める。

<b>基本施策Ⅰ</b>	生産から消費に至る食の安全安心の確保
① 製造・加工・販売ステージ	② HACCPの浸透・自主衛生管理の推進 ★

#### 具体的な取組み

(21) 自主衛生管理の周知啓発  
講習会等において、食品営業者や食品衛生責任者へ食品衛生に関する最新知識や自主衛生管理に必要な事項を周知するとともに、食品衛生推進員を通じ、食品営業者へ自主衛生管理による啓発を行います。

#### ①概要

保健所で実施する事業者を対象とした講習会や監視指導において、自主衛生管理(特に手順書の作成や記録の作成保管など)に関する周知啓発を行います。  
また、県が委嘱している食品衛生推進員が、食品関連施設に出向き、営業者等へ自主衛生管理に関する助言等を行います。

#### ②推進指標

【食品衛生責任者実務講習会受講率】松山市保健所分を除く。)

受講率の増加により周知啓発活動の指標となる。	
年度	(H25)
目標	—
実績	85.4%

【事業者向け出前講座実施件数】(松山市保健所分を除く。)

件数増により周知啓発活動の指標となる。	
年度	(H25)
目標	—
実績	71件

#### ③用語解説

『食品衛生責任者』 食品衛生法に基づく営業許可及び届出対象となるすべての施設又はその部門ごとに、食品等を取り扱う者のうちから食品衛生責任者を1名以上置く必要がある。責任者は、保健所長が指示する講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する最新の知識及び技術の習得に努めるなど、施設の衛生管理向上に向けた業務を行ふ。  
『食品衛生推進員』 県では、平成3年4月より、食品衛生法第61条に基づき、食品等事業者の食品衛生向上に関する活動を促進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と誠意がある人の中から名づけられ、食品衛生推進員として委嘱している。推進員は、飲食店営業の施設の衛生管理の方法その他食品衛生に関する事項につき、都道府県等の施策に協力して、食品等事業者からの相談に応じ、助言その他の活動を行う。

#### 【令和2年度事業実施状況】

●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)

・保健所が開催又は事業者等の要望に応じて講師を派遣した講習会において、食品衛生に関する最新知識や自主衛生管理に必要な事項の周知啓発を行った。

・令和2年度事業者向け出前講座 実施件数:113件、参加者数:541名(松山市保健所分を除く。)

●食品関係施設への監視指導等事業費(業務衛生課)

・食の安全・安心推進事業費(業務衛生課)

・安心県民講座を開催し、周知啓発を行った。(5回、232名)

<b>●食品営業自主管理強化事業費(業務衛生課)</b>
●食品衛生責任者講習会事業(松山市保健所分を除く。)
・対象とする食品の安全性を確保するため、食品衛生法施行条例の規定による食品衛生責任者を対象とした講習会を実施した。
・実施回数:85回、総受講者数:3,053名
・食品衛生推進員を通じて営業者等への周知啓発、助言等を実施した。
・食品衛生推進員巡回施設数:13,322件

#### 【令和2年度取組みの評価】

(業務衛生課)

令和2年度の実務講習会受講率は84.6%と、前年度より增加了。事業者向け出前講座についても、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、例年通りの実施を目指し、各会場の参加数を減らしつつ、実施件数を増やして開催したが、参加者数は前年を下回る実績となつた。  
また、令和2年度はHACCPに関連する内容をテーマに食の安全・安心県民講座を開催し、県民や事業者に對し、HACCP導入の効果や必要性について周知啓発することができた。  
食品衛生推進員の巡回実施件数は13,322件となり、食品関連事業者の自主衛生管理に対する意識の高揚に寄与することができた。  
今後も、各種講習会における周知、監視指導時の助言、食品衛生推進員を通じた活動により、自主衛生管理に關する周知啓発を行います。

【令和2年度未認証施設設備（累積）】 12業種29施設

内訳：漿子製造業 13施設、鶏卵別包裝製設 3施設、食肉処理業 2施設、  
清涼飲料水製造業 1施設、魚肉なり製品製造業 1施設、  
缶詰又は瓶詰食品製造業 1施設、めん類製造業 1施設、食肉製品製造業 1施設、  
食品の冷凍又は冷蔵業 3施設、みそ製造業 1施設、そうざい製造業 1施設、  
あん類製造業 1施設

（うち令和2年度新規認証：食品の冷凍又は冷蔵業 1施設、あん類製造業 1施設）を制定し、  
HACCP導入型基準の導入実証の把握に努めた。

【令和2年度未届出施設数】 48施設（松山市保健所分を除く。）

・食品営業自主管理強化事業費（業務衛生課）

・食品衛生協会に委託して、HACCPに関する研修会を実施した。  
実施回数：123回、受講者数4,162名

【令和2年度取組みの評価】

（業務衛生課）

愛媛県HACCP制度の周知に努めたほか、申請から認証及びその後の運用まで、保健所職員等  
がきめ細かいサポートした結果、令和2年度は2業種2施設を新たに認証することができた。  
今後は、食品衛生法等の改正により、原則、すべての食品関連事業者に求められることとなった  
HACCPに沿った衛生管理に事業者が取り組めるよう支援し、普及推進を図る。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																																																	
I-②	製造・加工・販売ステージ																																																	
施策の方向5	HACCPの浸透・自主衛生管理の推進 ★																																																	
具体的な取組み	<p>(22) 食品自主衛生管理認証制度の普及促進 食品等事業者団体が作成した業種別手引き書等を活用し、食品衛生法等の改正により、原則、すべての食品関連事業者に求められることがとなったHACCPに沿った衛生管理に食品関連事業者が取り組めるよう支援します。</p> <p>愛媛県食品自主衛生管理認証制度について、説明会や手引き等により周知し、認証施設数の増加を図る。 愛媛県食品衛生法施行条例で定めるHACCP導入型基準を導入している施設数の増加を図る。</p>																																																	
①概要																																																		
②推進指標	<p>【愛媛県食品自主衛生管理認証制度における認証施設数(累積)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">【愛媛県食品自主衛生管理認証制度における認証施設数(累積)】</th> </tr> <tr> <th colspan="7">主たる衛生管理認証施設数の増加により、えひめの食の安全安心の確保の推進が図られる。</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>20 施設</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50 施設</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>17 施設</td> <td>19 施設</td> <td>21 施設</td> <td>23 施設</td> <td>24 施設</td> <td>25 施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>R2</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27 施設</td> <td>29 施設</td> </tr> </tbody> </table>	【愛媛県食品自主衛生管理認証制度における認証施設数(累積)】							主たる衛生管理認証施設数の増加により、えひめの食の安全安心の確保の推進が図られる。							年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	目標	—	20 施設	—	—	—	50 施設	実績	17 施設	19 施設	21 施設	23 施設	24 施設	25 施設						R2	R3						27 施設	29 施設
【愛媛県食品自主衛生管理認証制度における認証施設数(累積)】																																																		
主たる衛生管理認証施設数の増加により、えひめの食の安全安心の確保の推進が図られる。																																																		
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30																																												
目標	—	20 施設	—	—	—	50 施設																																												
実績	17 施設	19 施設	21 施設	23 施設	24 施設	25 施設																																												
					R2	R3																																												
					27 施設	29 施設																																												
③用語解説	<p>《HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)》 食品の衛生管理手法の一つ。危害分析から重要管理点方式ともいう。HACCPは、製造における重要な工程を系統的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全を保証しようとする衛生管理法であり、危害分析、CCP(重要管理点)、CL(管理基準)、モニタリング、検査、記録の7原則から成り立っている。1993年に、FAOとWHOが合同で食品の安全性をより高めるシステムとして国際的に推奨している。</p> <p>手順(7原則12手順)を示し、食品の安全性をより高めるシステムとしてHACCPの具体的な原則として国際的に推奨している。平成22年10月開始。</p> <p>《愛媛県食品自主衛生管理認証制度(愛媛県HACCP制度)》 HACCPの手法を取り入れ、自主的に高度な衛生管理を行っている食品業者施設を、県が認証する制度。平成26年5月、厚生労働省が示す「食品等事業者のためのHACCP導入型基準」に新たに規定された。HACCPを用いて衛生管理を行っている場合の基準に関する指針(ガイドライン)に対し、将来的なHACCPによる工程管理の義務化を実現する。 HACCPの段階的な導入を図るためにガイドラインが改正され、従来の基準に加えHACCP導入型基準が制定された。HACCPによる食品の安全性の向上が期待されるとともに、食品の輸出にあたり、他国からHACCPによる衛生管理が求められるこれから、HACCPによる工程管理の普及を加速させる必要がある。</p>																																																	
【令和2年度事業実施状況】	<p>● 食の安全・安心推進事業費(業務衛生課)</p> <p>● 愛媛県食品自主衛生管理認証制度(愛媛県HACCP制度)について、認証を希望する事業者への助言・指導を行うとともに、えひめの食の安全・安心情報ホームページへの掲載や食の安全・安心県民講座等での説明などにより広く周知した。</p> <p>【対象業種】 (平成22年10月～) 葦子製造業 (平成23年10月～) 食品衛生法の旨業許可を要する製造業24業種 (平成24年10月～) 簿引運別包装施設(GPセンター)、鴉の渡製造業 計26業種</p>																																																	

<b>基本施策 I</b>	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-②	製造・加工・販売ステージ
<b>施策の方向5</b>	<b>HACCPの浸透・自主衛生管理の推進 ★</b>
<b>具体的な取組み</b>	
(23) 自主衛生管理推進事業の支援	(24) 食事指導施設における自主衛生管理の促進
愛媛県食品衛生協会に対し、「食品営業自主管理強化事業」を委託し、協会の自主衛生管理推進事業を支援する。	学校給食等集団給食施設に対する指導などをを行い、自主衛生管理の促進を行います。
①概要	①概要
愛媛県食品衛生協会により開催活動の指標となる。	集団給食施設における衛生管理の上で重要な床のドライ化、汚染度に応じた作業場内の区画及び加熱温度等の記録管理などについて、食品衛生監視員が監視指導を行います。
②推進指標	②推進指標
【HACCP研修会受講者数】(松山市保健所分を含む)。	③用語解説
受講者数維持により開催活動の指標となる。	『床のドライ化(ドライイ恒用)』 従来、給食施設等の調理室では、床面を水で流す方法が主流であったが、高温多湿の環境となり、従業員の健康上の問題や跳ね水等による二次汚染等の問題があつた。ドライシステムは、給食室の床面を乾いた状態で使用するもので、細菌やカビの繁殖を抑えられるとともに、床面からの跳ね水による二次汚染を防ぐなど、衛生管理面の向上や作業環境の改善が可能となる。
年度	年度
目標	(H25)
実績	5,153人
	4,623人
	4,469人
	5,211人
	5,100人
	4,794人
	4,482人
	4,162人
	—
	—
	—
	—
	—
	—
R3	5,000人以上
R2	—
R1	—

<b>基本施策 I</b>	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-②	製造・加工・販売ステージ
<b>施策の方向5</b>	<b>HACCPの浸透・自主衛生管理の推進 ★</b>
<b>具体的な取組み</b>	
(23) 自主衛生管理推進事業の支援	(24) 食事指導施設における自主衛生管理の促進
愛媛県食品衛生協会に対し、「食品営業自主管理強化事業」を委託し、協会の自主衛生管理推進事業を支援する。	学校給食等集団給食施設に対する指導などをを行い、自主衛生管理の促進を行います。
②推進指標	①概要
【HACCP研修会受講者数】(松山市保健所分を含む)。	集団給食施設における衛生管理の上で重要な床のドライ化、汚染度に応じた作業場内の区画及び加熱温度等の記録管理などについて、食品衛生監視員が監視指導を行います。
受講者数維持により開催活動の指標となる。	②推進指標
年度	年度
目標	(H26)
実績	5,153人
	4,623人
	4,469人
	5,211人
	5,100人
	4,794人
	4,482人
	4,162人
	—
	—
	—
	—
	—
	—
	—
R3	5,000人以上
R2	—
R1	—

<b>【令和2年度事業実施状況】</b>	
●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)	●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)
●集団給食施設に対し、床のドライシステム化及びドライ運用に関する指導、加熱温度等の記録管理などについて指導を行った。	●集団給食施設に対し、床のドライシステム化及びドライ運用に関する指導、加熱温度等の記録管理などについて指導を行った。
<b>【令和2年度取組みの評価】</b>	<b>【令和2年度取組みの評価】</b>
(業務衛生課)	(業務衛生課)
監視指導の中で、集団給食施設における衛生管理の向上や作業環境の改善等、自主衛生管理の底辺に努めた。令和2年度は施設での床のドライシステムが新たに導入される等効果が表れる。今後も、自主衛生管理体制の強化を図るために適切な指導・助言を行う。	監視指導の中で、集団給食施設における衛生管理の向上や作業環境の改善等、自主衛生管理の底辺に努めた。令和2年度は施設での床のドライシステムが新たに導入される等効果が表れる。今後も、自主衛生管理体制の強化を図るために適切な指導・助言を行う。

<b>【令和2年度事業実施状況】</b>	
●食品営業自主管理強化事業費(業務衛生課)	●食品営業自主管理強化事業費(業務衛生課)
・県食品衛生協会に「愛媛県食品衛生監視員事業」、「消費者の一 日食品衛生監視員事業」、「食業者責任者講習会事業」及び「自主衛生管理制度構築推進事業」を委託し、協会を通じて當業者の自主衛生管理制度を徹底させるとともに、消費者に対して食品衛生思想の普及啓蒙を図った。	・県食品衛生協会に「愛媛県食品衛生監視員事業」、「消費者の一 日食品衛生監視員事業」、「食業者責任者講習会事業」及び「自主衛生管理制度構築推進事業」を委託し、協会を通じて當業者の自主衛生管理制度を徹底させるとともに、消費者に対して食品衛生思想の普及啓蒙を図った。
・愛媛県食品衛生推進員事業(松山市保健所分を除く。)	・愛媛県食品衛生推進員事業(松山市保健所分を除く。)
・食品衛生推進員が施設へ巡回指導を行い、推進員に対する研修会を実施した。(12回、131名(実員))	・食品衛生推進員が施設へ巡回指導を行い、推進員に対する研修会を実施した。(12回、131名(実員))
・消費者の一日食品衛生監視員事業(松山市保健所分を除く。)	・消費者の一日食品衛生監視員事業(松山市保健所分を除く。)
・一般消費者が施設の巡回指導及び食品衛生についての意見交換を行い、営業者の正しい知識の普及を図った。(11回、228名)	・一般消費者が施設の巡回指導及び食品衛生についての意見交換を行い、営業者の正しい知識の普及を図った。(11回、228名)
・食品衛生推進員が施設へ巡回指導を行い、推進員に対する研修会を実施した。(85回、3,053名)	・食品衛生推進員が施設へ巡回指導を行い、推進員に対する研修会を実施した。(85回、3,053名)
・県民に対する食品安全の確保するため、食品衛生法施行条例の規定による食品衛生責任者を対象とした講習会を開催した。(松山市保健所分を除く。)	・県民に対する食品安全の確保するため、食品衛生法施行条例の規定による食品衛生責任者を対象とした講習会を開催した。(松山市保健所分を除く。)
・自主衛生管理制度構築推進事業(松山市保健所分を除く。)	・自主衛生管理制度構築推進事業(松山市保健所分を除く。)
・食品関連事業者及び食品衛生推進員等に対する研修会を開催した。(食品関連事業者:98回、3,785名、食品衛生推進員:13回 151名、食品衛生指導員:12回 226名、合計:123回 4,162名)	・食品関連事業者及び食品衛生推進員等に対する研修会を開催した。(食品関連事業者:98回、3,785名、食品衛生推進員:13回 151名、食品衛生指導員:12回 226名、合計:123回 4,162名)
<b>【令和2年度取組みの評価】</b>	<b>【令和2年度取組みの評価】</b>
(業務衛生課)	(業務衛生課)
食品営業施設における自主衛生管理体制の強化を目的に取り組んだ。一日食品衛生監視員事業では、消費者との意見交換等により事業者の意識向上が図られた。また、食品衛生推進員の活動も活発に行われた。今後も、事業者の自主衛生管理制度の強化を図るとともに、推進員の活動が保健所食品衛生監視員の業務の一環を補完できるものとなるよう当事業の支援を継続する。	食品営業施設における自主衛生管理体制の強化を目的に取り組んだ。一日食品衛生監視員事業では、消費者との意見交換等により事業者の意識向上が図られた。また、食品衛生推進員の活動も活発に行われた。今後も、事業者の自主衛生管理制度の強化を図るとともに、推進員の活動が保健所食品衛生監視員の業務の一環を補完できるものとなるよう当事業の支援を継続する。

基本方針Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保	
① 方向6 施策的な取組み	② 製造・加工・販売システムによる食品表示の適正化の推進 ★
(25)新しい食品表示制度に対応した体制の整備	県民や食品関連事業者にわかりやすい食品表示の運用を図るとともに、一元的かつ効率的な監視指導や食品表示に関する相談に対応できる体制づくりを進めます。
①概要	食品表示に関する相談については、保健所に設置している「食の安全安心総合相談窓口」で総合的に対応するほか、農林水産部明で設置している「食品表示相談窓口」を引き続き設置して、連携して対応する。また、効率的な監視指導等の実施のための執行体制のあり方とともに、県及び市町の消費生活センターに消費生活相談員を配置するとともに、県・農産園芸課と連携して、他機関が実施する研修への参加を支援することとして、相談対応能力の向上を図る。また、関係部局間の連携を強化し、消費者から寄せられた情報をお問い合わせを強化する。また、関係部局間の連携を強化し、消費者から寄せられた情報を指揮官に結び付ける。
②推進指標	
③用語解説	《食品表示法》 食品を採取する際の安全性及び一般消費者の自立的かつ合理的な食品選択の機会を確保するために、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示について一元化して規定した法律。平成25年6月21日成立、6月28日公布、平成27年4月1日施行。
【令和2年度事業実施状況】	
(業務衛生課)	・県民や食品関連事業者に分かりやすく、効率的な監視指導の実施のための執行体制のあり方にについて、関係課(食品表示法の本庁執行機関である業務衛生課・健康増進課・農産園芸課、食品安全・安心推進事業費(業務衛生課))で検討を行った。 ● 食の安全・安心総合相談窓口に寄せられた食品表示に関する苦情、相談に応じるとともに、必要に応じて事業者等指導等を行った。 ○ 食品表示に関する県民からの相談等件数(松山市保健所分を除く。):5件 ● 各保健所において、事業者からの相談に対応した。 ○ 消費者行政推進費(県民生活課) ● 消費者行政活性化事業費(県民生活課) ○ 消費者・事業者向けの「食品表示・安全に関する講習会」を資料送付により実施した。 ● 食品表示適正化推進事業費(農産園芸課) ● 食品表示の適正化を推進するため、本庁及び各地方局(支局)に設置されている食品表示相談窓口において、一般消費者等からの食品表示に関する相談等に対応した。

基本施策1	生産から消費に至る食の安全安心の確保 I-② 製造・加工・販売ステージ 施策の方向6 新たな制度による食品表示の適正化の推進 ★	<p><b>(26)新しい食品表示基準の周知</b></p> <p>食品関連事業者に対する食品表示に関する講習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、最新の情報等について周知啓発を行います。</p> <p><b>①概要</b> (業務衛生課) 事業者を対象とした表示講習会の開催や、事業者主催の研修会に出向いて表示について説明するなどにより、適正な食品表示の普及啓発を行う。 (県民生活課) 事業者向けの法令等の講習会や消費者向けの食品表示・安全に関する講習会を開催し、食品表示・安全に関する正しい知識を普及啓発する。 (健康増進課) 食品表示法の施行により義務化された栄養成分表示について、リーフレット等を作成し、食品関連事業者への周知を図る。 (農産園芸課) 食品関連事業者自らが主体的な取組みを行うことが重要であるため、業界団体及び食品事業者等を対象とした「適正な食品表示推進講習会」を開催し、食品表示に対する意識の高揚を図る。また、各地方局産業振興課では、食品製造事業者や販売店舗等の社内研修等において、食品表示制度を説明するなどの啓発活動を行います。</p> <p><b>②推進指標</b></p> <p><b>③用語解説</b></p>
<p><b>[令和2年度事業実施状況]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食の安全・安心推進事業費(業務衛生課)       <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の通知やパンフレット等について、「えひめ食の安全・安心情報」ホームページに掲載、周知を図った。</li> <li>・各種講習会において、食品表示について説明した。</li> </ul> </li> <li>● 食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)       <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講習会において、食品表示について説明した。</li> </ul> </li> <li>● 消費者行政推進費(県民生活課)       <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者向けの「表示等に関するコンプライアンス講習会」を資料送付により実施した。(1回、148部)</li> </ul> </li> <li>● 消費者・事業者向けの「食品表示・安全に関する講習会」を資料送付により実施した。(1回、155部)</li> <li>● 適正な栄養成分表示に関する周知(健康増進課)       <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養成分表示に関するリーフレットを作成し、夏期一斉取締りや年末一斉取締りに併せて、リーフレットを用いた周知活動を行った。</li> <li>・食品表示適正化推進事業費(農産園芸課)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示の適正化を推進するため、業界団体のリーダー等を対象とした「適正な食品表示推進講習会」を開催した(1回、79名)。本庁、各地方局(支局)において、食品関連事業者に対し研修会等を実施した(4回、76名(対面開催のみ))。</li> <li>・食品表示制度の周知のため、事業者向けパンフレットを作成した。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		

基本施策Ⅰ		生産から消費に至る食の安全安心の確保																															
I-② 製造・加工・販売ステージ		新たな制度による食品表示の適正化の推進★																															
具体的な取組み		(27)効果的な監視指導の実施																															
関係法令に基づき、食品関連事業者への立ち入りや食品表示ウォッチャーによる小売店舗等における表示状況のモニタリングを行ない、不適正な表示を示す事業者に対する改善指導を実施して、事業者自らの表示適正化への意識向上を図ります。																																	
食品表示に関する知識を有する職員を育成するため、研修会を実施するとともに、国等が実施する表示関係講習会へ職員を積極的に派遣します。																																	
①概要		(業務衛生課)																															
保健所の食品衛生監視員が施設監視指導業務の一環として、販売店等に立ち入り、表示を確認し、不適正なものについては改善指導を行い、違反等が確認された場合は改善指導を行う。(県民生活課)		各地方局で毎月実施している店頭表示調査や新聞折り込み広告のチェック等による離島探知や一般消費者等からの申告、関係機関から提供される景品表示法違反情報に基づき調査を実施し、当該不適正表示を行った事業者に対し、改善指導を行う。																															
(健康増進課)		保健所の食品衛生監視員が夏期一斉取締り及び年末一斉取締りに併せて、販売店等に立ち入り、表示を確認し、不適正なものについては改善指導を行う。																															
(産業政策課)		(農産園芸課)																															
計量検定所及び特定市において、販売店等に立ち入り内容量を計量し、不適正なものについては、改善指導、改善計画の提出を求める。		○食品表示ウォッチャー(R3年3月末現在97名)が、毎月、小売店舗等で食品の表示状況をモニタリングし、問題がある表示が確認された場合に是正指導を行う。																															
(農産園芸課)		○不適正表示を行つた事業者に対する改善指導																															
(農産園芸課)		○表示内容の実態調査を実施し、その結果、食品表示法に基づく食品表示基準違反(品質事項)が確認されたウォッチャー(県民生活課)(健康増進課)																															
(農産園芸課)		重大会案件必要と認められた場合、愛媛県食品表示監視協議会においては、関係機関に情報提供し、必要に応じて合同で調査等を行う。																															
②推進指標		【食品表示監視実施数】(松山市保健所分を除く。)																															
実施数の増加により監視活動充実の指標となる。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(H25)</th> <th>(H26)</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>32,000件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>32,000件</td> <td>—</td> <td>15,000件以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>25,033件</td> <td>28,165件</td> <td>26,292件</td> <td>14,770件</td> <td>15,343件</td> <td>13,240件</td> <td>10,016件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	目標	—	32,000件	—	—	—	32,000件	—	15,000件以上		実績	25,033件	28,165件	26,292件	14,770件	15,343件	13,240件	10,016件		
年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3																								
目標	—	32,000件	—	—	—	32,000件	—	15,000件以上																									
実績	25,033件	28,165件	26,292件	14,770件	15,343件	13,240件	10,016件																										

【商品量目立入検査の立入事業所数】  
食肉類・魚介類等日常消費される商品を製造及び販売する事業者に対する立入検査の実施状況の指標となる。

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目標	45箇所	45箇所	—	—	—	—	43箇所	—	43箇所以上
実績	45箇所	45箇所	45箇所	29箇所	36箇所	23箇所	43箇所	—	43箇所以上

【食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合】  
不適正表示率の減少によりウォッチャーによる監視活動の指標となる。

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目標	—	0%	—	—	—	—	0%	—	0%
実績	19.1%	17.3%	16.7%	14.0%	13.2%	15.0%	16.1%	9.6%	

### ③用語解説

《食品表示ウォッチャー》 食料品販売店において、日頃の買い物を通じて把握した食品表示の状況や、不適正と思われる食品表示について県に報告してもらう制度。  
《愛媛県食品表示監視協議会》 關係機関との連携強化を図ることを目的として、平成20年4月に設置(事務局:中国四国農政局愛媛県拠点)。県(県警、農産園芸課、県民生活課、業務衛生課、業務衛生安全技術センターセンター及び愛媛県拠点との間で、不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換を行っている。

### 【令和2年度事業実施状況】

● 食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)  
● 食品等検査費(業務衛生課)

・施設への監視指導等を実施した。(食品表示監視実施数10,016件)  
いて改善指導等を実施した。(被疑情報に基づき改善指導致した。  
・愛媛県機関から提供された改善指導致した。(調査件数11件)  
・国等が開催する研修会に職員を派遣した。  
・中国四国地域食品表示行政担当者研修会(11月 中中国四国地域食品表示監視連絡会議主催)4名  
・消費者行政推進事務(県民生活課)  
・消費者行政活性化事業費(県民生活課)

・不當景品類及び不當表示防止法に基づき、実際のものより著しく優良な表示等を行つた。 (指導3件)  
・実施品衛生監視員による立入り(健康増進課)  
・保健所の食品衛生監視員が夏季一斉取締り及び年末一斉取締りに併せて、販売店や道の駅などの直営市に立ち入り、表示を確認した。  
・健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の監視指導に職員を派遣した。  
・計量検定取締事業登録費(産業政策課)  
・毎年、県民の消費生活の安全を守るために、食肉類・魚介類等日常消費される商品を製造及び販売する事業所へ立入検査等を行っているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施しなかった。(計量特定市である松山市、新居浜市、今治市を除く。)

【(品)表示基準違反】(品)表示法に基づく表示基準違反(品)表示法に基づく表示基準等の措置を行う。

○県が委嘱したウォッチャー(R3年3月末現在97名)が、毎月、小売店舗等で食品の表示状況をモニタリングし、問題がある表示が確認された場合に是正指導を行う。

○不適正表示を行つた事業者に対する改善指導

質事項)が確認された場合に是正指導を行う。

(農産園芸課)(業務衛生課)(健康増進課)

重大会案件必要と認められた場合、愛媛県食品表示監視協議会においては、関係機関に情報提供し、必要に応じて合同で調査等を行う。

### ②推進指標

【食品表示監視実施数】(松山市保健所分を除く。)

年度	(H25)	(H26)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
目標	—	32,000件	—	—	—	32,000件	—	15,000件以上	
実績	25,033件	28,165件	26,292件	14,770件	15,343件	13,240件	10,016件		

<p><b>基本施策 I</b></p> <p>I-② 製造・加工・販売ステージ</p> <p>施策の方向6 新たな制度による食品表示の適正化の推進 ★</p> <p>具体的な取組み</p> <p>(28) 安心感をもたらす表示の推進</p> <p>表示義務の対象外である外食やばら売り食品や原産地表示等の取り組みを支援します。</p> <p>○国等が開催する研修会に職員を派遣した。(11月 中国四国地域食品表示監視連絡会議主催)</p> <p>・県等が開催する研修会に職員を派遣した。(県民生活課)(健康増進課)</p> <p>(農産園芸課)(業務衛生課)</p> <p>・食品表示関係法規に係る相互理解を深め、連携の強化を図るため、愛媛県食品表示監視協議会(書面開催)で情報共有を行った。</p> <p>開催回数:1回(書面開催)</p>	<p>生産から消費に至る食の安全安心の確保</p> <p>○食品表示適正化推進事業費(農産園芸課)</p> <p>・県食品表示ウォッチャーが、毎月、小売店舗等で食品の表示状況をモニタリングし、問題がある表示が確認された場合には県が啓発・指導を行った。</p> <p>[指摘件数 指導件数]</p> <p>指摘件数:312件</p> <p>指導件数:30件</p> <p>○県等が開催する研修会に職員を派遣した。(11月 中国四国地域食品表示監視連絡会議主催)</p> <p>・県等が開催する研修会に職員を派遣した。(県民生活課)(健康増進課)</p> <p>(農産園芸課)(業務衛生課)</p> <p>・食品表示関係法規に係る相互理解を深め、連携の強化を図るため、愛媛県食品表示監視協議会(書面開催)で情報共有を行った。</p> <p>開催回数:1回(書面開催)</p>
<p>①概要</p> <p>食品表示基準が適用されない食品に対する任意の表示を促進するため、説明会やパンフレットによる周知を行うとともに、監視指導時に助言等を行う。</p> <p>②推進指標</p> <p>③用語解説</p>	<p>【令和2年度事業実施状況】</p> <p>●食品衛生監視機動班等事業費(業務衛生課)</p> <p>・事業者対象の講習会等において表示について説明、助言したほか、監視指導の中で任意表示について助言するなど、事業者の自主的な情報提供の取組みについて意識向上を図った。</p> <p>●食品表示適正化推進事業費(農産園芸課)</p> <p>・食品表示の適正化を推進するため、業界団体のリーダー等を対象とした「適正な食品表示推進講習会」を開催した(1回、79名)。本庁、各地方局(支局)において、食品関連事業者に対し研修会等を実施した(4回、76名(対面開催のみ))。</p> <p>【令和2年度取組みの評価】</p> <p>(業務衛生課)</p> <p>販売店や製造所に対する監視指導の結果、不適正な表示を理由に始末書の徵収等を行った件数が、平成22年度の11件から、令和2年度には1件にまで減少し、一定の効果が現れている。一方で、表示誤りを理由とする自主回収の報告が後を絶たないことから、今後も表示の適正化に向けて監視指導を実施する。</p> <p>(県民生活課)</p> <p>県民等からの情報提供や県自らの調査等により、事業者に対して適切な表示を行いうように指導を行っている。平成25年度は全国のホテル等で食材の虚偽表示が相次いだことなどから、不適正な表示等による行政指導は24件に上ったが、令和2年度には3件と減少している。</p> <p>一般消費者の食品をはじめとする商品の表示に対する関心がますます高まる中、食品表示法が改正され、事業者自身のコンプライアンス体制の確立を求めるとともに、監視指導体制の一環としてこれまで国のみであった行政处分の権限が都道府県にも付与されたほか、平成28年4月1日から「罰則金制度」が導入され、今後とも国、他県や関係機関等と連携を取りながら効率的、効率的・的確な法執行に努める。</p> <p>(健康増進課)</p> <p>販売店や道の駅などの直営市に立ち入り、表示を確認し、不適正なものについては改善指導を行った。平成28年度から健康増進法の虚偽・誇大表示の禁止に係る権限が都道府県に移譲されており、今後更に適正な監視指導に努める。</p> <p>(産業政策課)</p> <p>県民の日常生活に密接な関係がある商品の正確な計量を図ることで、消費生活の安定、向上等産業振興施策を指導し、適正な計量による商取引を確保することで、消費生活の安定、向上等産業振興施策の推進に寄与した。</p> <p>(農産園芸課)</p> <p>食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適正な表示の割合は9.6%であった。今後も、不適正表示が減少するよう、ウォッチャーによるモニタリング結果等により、不適正な表示が確認された場合には指導を行う。</p> <p>(農産園芸課)(業務衛生課)(県民生活課)(健康増進課)</p> <p>監視協議会を中心に関係機関が連携し、今後も不適正な食品表示を行っている事業者に対して迅速かつ厳正に対応する。</p>

<p>●食品表示適正化推進事業費(農産園芸課)</p> <p>・県食品表示ウォッチャーが、毎月、小売店舗等で食品の表示状況をモニタリングし、問題がある表示が確認された場合には県が啓発・指導を行った。</p> <p>[指摘件数 指導件数]</p> <p>指摘件数:312件</p> <p>指導件数:30件</p> <p>○県等が開催する研修会に職員を派遣した。(11月 中国四国地域食品表示監視連絡会議主催)</p> <p>・県等が開催する研修会に職員を派遣した。(県民生活課)(健康増進課)</p> <p>(農産園芸課)(業務衛生課)</p> <p>・食品表示関係法規に係る相互理解を深め、連携の強化を図るため、愛媛県食品表示監視協議会(書面開催)で情報共有を行った。</p> <p>開催回数:1回(書面開催)</p>	<p>【令和2年度取組みの評価】</p> <p>(業務衛生課)</p> <p>販売店や道の駅などの直営市に立ち入り、表示を確認し、不適正なものについては改善指導を行った。平成28年度から健康増進法の虚偽・誇大表示の禁止に係る権限が都道府県に移譲されており、今後更に適正な監視指導に努める。</p> <p>(産業政策課)</p> <p>県民の日常生活に密接な関係がある商品の正確な計量を図ることで、消費生活の安定、向上等産業振興施策を指導し、適正な計量による商取引を確保することで、消費生活の安定、向上等産業振興施策の推進に寄与した。</p> <p>(農産園芸課)</p> <p>食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適正な表示の割合は9.6%であった。今後も、不適正表示が減少するよう、ウォッチャーによるモニタリング結果等により、不適正な表示が確認された場合には指導を行う。</p> <p>(農産園芸課)(業務衛生課)(県民生活課)(健康増進課)</p> <p>監視協議会を中心に関係機関が連携し、今後も不適正な食品表示を行っている事業者に対して迅速かつ厳正に対応する。</p>
---	--